

件名	透析患者の福祉施策の拡充に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区江東橋 墨田区地域腎友会 会長 A			
受理年月日	平成23年5月17日	受理番号	第2号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 福祉タクシー利用券の交付かガソリン代の助成かを選択できる制度にしてください。 65歳以上で腎不全になり透析を受けることになった人にも、障害者福祉手当を支給してください。 <p>(理由)</p> <p>私たち透析患者は、透析後すぐに歩いたり立ち上がったたり立っていたりすると、血圧が急に下がってしまうので、病院から帰宅するときは、車を持っている人は車で移動することが一番楽です。福祉タクシー利用券の交付枚数は増加されましたが、2ヶ月で使い切ります。福祉タクシー利用券と比べるとガソリン代の助成の場合は助成額が少なくなることもあります。近隣区ではガソリン代の助成を選択することもできます。墨田区においても福祉タクシー利用券の交付か、月3,000円程度のガソリン代の助成のいずれかを選択できるようにしてください。</p> <p>また、区は障害者福祉手当として、1、2級の障害者には月15,500円、3級の障害者には月7,750円を支給していますが、65歳以上で障害者になると、なぜ支給されないのですか。腎不全で透析を受けることになった場合、年齢にかかわらず、障害者福祉手当は平等に支給されなければならないのではないのでしょうか。一方、生活保護制度においては、一定の障害のある人には年齢にかかわらず保護費の障害者加算が支給されており、1、2級の障害者には月26,850円が支給されています。また、保護費の障害者加算と障害者福祉手当は両方の受給が可能です。</p> <p>障害者に対して差別があってはならないと思います。私たちは年齢で障害を持ったわけではありません。所得制限があることや障害の程度により等級が分かれていることは分かりますが、障害者福祉手当は障害を持った年齢とは関係なく平等に支給することが望ましいのではないのでしょうか。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				